

指定管理者モニタリング評価シート

施設所管課名 文化スポーツ観光部スポーツ振興課

1 施設概要

施設名称	総合体育会館、北体育会館、南体育会館、西体育会館
指定管理者名	スポーツコミュニティよこすか((一財)シティサポートよこすか、京急サービス(株)、新生ビルテクノ(株))
指定期間	令和4年(2022年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日(5年間)
評価対象期間	令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日

2 総合評価

指定管理者は、協定書に基づき、適切な管理・運営を行い、利用者への利用促進にも貢献できていると判断できる。令和7年度は、佐島の丘温水プールにおけるプールサイド床改修工事、北体育会館(小体育室)空調機設置工事等より休館が生じたが、指定管理者、工事事業者、横須賀市で連携や情報共有を密に図り、計画どおりに工事を進め、利用者に与える影響を最小限にとどめることができた。各施設においては、施設内外の点検をこまめに実施し、経年劣化や老朽化に伴う不具合箇所があった場合は積極的に修理し、利用者の安全を考えた対応は評価できる。また、施設・設備の保守点検は休館日に行う定期作業を含め、日頃から適切に行われていた。なお、利用者に快適に利用いただくため、定期清掃もこまめに実施され、施設全体として評価できる。

3 管理実績評価

評価項目	評価内容	施設所管課評価	
		評価	特記事項
法令遵守	○関連する法令、条例等を遵守して業務が行われているか。	B	
	○個人情報の保護措置や情報公開制度の適正な運用が確保されているか。	B	
施設管理(共通)	○条例や協定書等に基づき、開館日・開館時間等を遵守しているか。	B	
	○条例や協定書等に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われているか。	B	
	○条例や協定書等に基づき、使用料又は利用料金に係る手続が適正に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設及び設備の保守点検等が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設の清掃業務が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設の警備業務が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、物品の管理が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設等の修繕業務が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、事業報告書等の書類が期限までに提出されているか。	B	
利用者への配慮	○施設管理を行う中で生じた施設課題に適切に対応しているか。	B	
	○利用者間のトラブルや不適切な施設利用者への対応が適切に行われているか。	B	
リスクへの対応	○利用者からの意見を聴取し、業務改善に活用しているか。	B	
	○事故や災害などの不測の事態への対応策が講じられているか。	B	
リスクへの対応	○事故や災害などの発生時には、必要な措置を講じるとともに、速やかに市への報告がされているか。	B	
		B	

障害者、男女共同参画及び多様な性への配慮	○障害者の雇用や障害者就労施設等からの物品購入などの障害者への配慮がされているか。	B	
	○性別による差別のない雇用やワークライフバランスの実現に向けた取組など男女共同参画への配慮がされているか。	B	
	○多様な性に関する差別やハラスメントの禁止に関する内規の整備や多様な性に関する研修の受講、多様な性も考慮した福利厚生の提供、顧客や取引先など外部に向けた環境整備やサービスの取組など多様な性への配慮がされているか。	B	
地域貢献	○地元人材の雇用が行われているか。	B	
	○市内中小企業等への発注が行われているか。	B	
	○市内の団体・施設・企業等との連携が行われているか。	B	
	○その他の地域貢献が行われているか。	B	
障害者雇用※ ※ 雇用義務のある団体(従業員を40人以上雇用している団体)のみ評価	○障害者雇用率が法定雇用率(2.5%)を達成しているか。	B	
人員体制	○必要な人員が配置されているか。	B	
	○職員への研修等の人材育成は計画通りに実施されているか。	B	
	○人件費の設定は適切か。	B	
労働基準※ ※ 労働基準法上、作成又は届出義務のある団体のみ評価	○就業規則の労働基準監督署への届出がされているか。	B	
	○労働者に労働条件通知書を交付しているか。	B	
	○時間外・休日労働協定届(36協定届)の労働基準監督署への届出がされているか。	B	
	○社会保険や雇用保険に加入しているか。	B	
経費削減	○経費の削減の取組は行ったか。	B	
	○経費の削減分を活用して、市民サービスの向上などの取組を行ったか。	B	
独自基準(〇〇〇)	一般の施設利用を阻害しない範囲で、施設目的を効果的に達成するようなスポーツ振興及び施設の利用促進につながる優れた自主事業が計画されているか。	B	

評価	判定基準
A	協定書等※に定める水準を上回っている。
B	協定書等※に定める水準どおりである。
C	協定書等※に定める水準に達していない。

※協定書等…基本協定書、年度協定書、仕様書、募集(申請)要項及び事業計画書のことをいう。

4 収支状況評価

支出が当初計画を上回っており、人件費(賃金)の上昇や物価の高騰により、赤字となっている。しかし、自主事業収入は増加しており、令和8年度も継続的に自主事業を行っていく予定であり、計画どおりの管理運営が期待できる。なお、全体的な市民サービスの提供に問題はなかった。